

(株) タカコ (A) —精算表による損益計算—

5

株式会社タカコは小児・子供服の輸入品の小売りを営んでいる。取締役社長の荒孝子氏は昭和52年6月に同社を設立し、同9月より営業を開始した。彼女は東京都渋谷区の繁華街に5坪ほどの賃借建物を見つけ、ヨーロッパ各国の子供服メーカーより仕入れた商品を販売した。彼女は会計手続にはそれほどくわしくなかったので、月次の決算や毎年度末に行なう本決算および税務申告は、大井会計事務所に勤める友人の大井氏に一切の処理手続を依頼していた。開業第4年度の決算を前に、荒孝子氏は昭和57年3月31日現在の各勘定につき、残高試算表を作成してみた。表1は3月31日現在の決算前の残高試算表である。

10

開業約4年にして事業も軌道に乗り、今期は先期に引き続いて利益を計上できるものと思っていたが、どの程度になるか、以下の決算修正事項を精算表上に記入して利益を算出してみようと考えた。

15

決算修正事項

1. 当期の減価償却額、建物付属設備 281,393 円、器具備品 99,611 円。（付表2参照）
2. 売上勘定期末有高のほかに、売上金の未収分が 875,640 円あった。この金額は未だ帳簿上に記載されていなかった。当社では期中の入金はすべて売上にたてていた。したがって、期首売掛金 755,105 円はすでに回収済みであり、売上に計上されていた。しかしこの 755,105 円は前期の売上相当額であり、当期売上から控除しなくてはならない。
3. 売上高のうち 17,350 円は前受金。
4. 商品は既に到着していたが、未だ帳簿上に記載されていない金額が取得原価にして 792,405 円あった（仕入／買掛金）。当社では期中仕入高は納品書により仕入の都度すべて仕入勘定にたて、また、仕入代金の支払いを現金にて行なったときには「仕入／現金」なる仕訳を行なっていたから、期首買掛金 617,655 円は当期仕入高より控除し、同時に買掛金を減額すべきであった。
5. 会社は荒氏個人より資金を借り入れていた。ところで、荒氏への毎月の給料より会社は源泉徴収税等を控除し、預り金とし、翌月納付していた。期末に当り、預り金計上額が 196,900 円不足していたので、これを荒氏個人よりの借入金と相殺することにした。

20

25

30

35

このケースは(株)タカコと大井会計事務所との御好意により慶應義塾大学助教授柴田典男が作成した。ケースは経営管理に関する適切なもしくは不適切な処理を例示するものではない。

(1982年6月作成)

35